

# 一般財団法人下水道事業支援センター定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般財団法人下水道事業支援センターと称し、英文では Sewerage Business Management Centre と表示する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、下水道事業に関する調査研究、知識の啓発普及活動、下水道の建設及び管理業務に関する支援等を行うことにより、下水道事業の円滑な推進に貢献し、もって公衆衛生の向上並びに地球環境の保全に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 下水道事業に関する調査研究及び資料収集
- 二 下水道事業に関する知識の啓発普及活動及びその支援
- 三 下水道の建設及び管理業務に関する支援
- 四 下水道事業に関する図書等の刊行
- 五 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 財産及び会計

### (基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会が定めたものとする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに、理

理事長が作成し、理事会において承認を得なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類及び監査報告については、主たる事務所にあつては定時評議員会の日日の2週間前の日から5年間、従たる事務所にあつては定時評議員会の日日の2週間前の日から3年間備え置くものとする。

- 3 理事長は、定時評議員会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に、評議員3名以上6名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - 一 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
    - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
    - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの
  - 二 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評

議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残任期間と同一とする。

（報酬等）

第12条 評議員に対して、1日当たり2万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を日当として支給する。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 評議員会

（構成）

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

一 理事及び監事の選任及び解任

二 理事及び監事の報酬等の額

三 評議員に対する報酬等の支給の基準

四 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承

認

五 定款の変更

六 残余財産の処分

七 基本財産の処分又は除外の承認

八 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項  
(開催)

第15条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第17条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

一 監事の解任

二 定款の変更

三 基本財産の処分又は除外の承認

四 その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行うものとする。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第20条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

## 第6章 役員等

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上6名以内

監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事のうち1名を専務理事、1名を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において決議する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。監事はこの法人の使用人を兼ねることもできない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務権限等)

第25条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。

3 専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自

己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠により選任された役員任期は、それぞれ前任者の残任期間とする。

4 役員は、第23条の定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員が次の各号の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬等)

第29条 役員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

一 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

二 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

三 この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(顧問)

第31条 この法人に、顧問2名以内を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることがで

きる。

- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- 一 重要な財産の処分及び譲受け
- 二 多額の借財
- 三 重要な使用人の選任及び解任
- 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- 五 内部管理体制の整備

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が、他の理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第25条第4項に定める報告については、その限りではない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 一 日時及び場所
  - 二 議事の経過の要領及びその結果
  - 三 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事の氏名
  - 四 議長の氏名
  - 五 その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則（平成19年法務省令第28号）第62条において準用する同第15条第3項で定める事項
- 2 議事録には、出席した理事長及び監事が、署名若しくは記名押印又は電子署名をし、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更、合併等及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会において、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この法人の目的及び事業並びに評議員の選任及び解任の方法についても同様とする。

(合併等)

第41条 この法人は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 事務局

(設置等)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。



3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

第45条 事務局には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- 一 定款
- 二 評議員、理事及び監事の名簿
- 三 許可、認可等及び登記に関する書類
- 四 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- 五 事業報告
- 六 事業報告の附属明細書
- 七 貸借対照表
- 八 損益計算書(正味財産増減計算書)
- 九 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 十 監査報告
- 十一 役員等の報酬規程
- 十二 その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第11章 補則

(法令の準拠)

第47条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定に

かかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 この法人の最初の理事長、専務理事、常務理事、理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事長 松井大悟

専務理事 飯野和男

常務理事 河井竹彦

理事 東垣外洋三

理事 鈴木章

理事 馬渡五郎

監事 田雑重信

監事 石田貴

- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

小林 紘

山口 周三

金成 英夫

佐伯 謹吾

深堀 政喜

西口 泰夫